



改正DC法における 資産運用の改善について



■資産運用の改善に係る改正内容のポイント

■法改正に伴う事業主の動向と労働組合の対応について

1. はじめに

2016年6月3日公布の「確定拠出年金法等の一部を改正する法律」（以下、「改正DC法」という。）については、前号（第27号）にて概要を案内のうえ、「DC加入者・運用指図者の資産運用の改善」に係る改正内容のうち、継続投資教育の努力義務化を特集しました。

本NEWSでは、引き続き「資産運用の改善」をテーマに、他の改正内容のポイントと労働組合として留意が必要と思われる事項についてご案内いたします。

2. 資産運用の改善に係る改正内容のポイント【2018年5月1日施行】

（1）運用商品提供数の上限設定

従来、運用商品提供数の上限の定めはありませんでしたが、35本を上限とする制約が設けられました。

（参考）企業年金連合会「確定拠出年金実態調査結果（2016年度調査）」によると、企業が提供する商品数は平均18.6本であり、法定上限の35本を超える規約は全体の1.8%と少数のため、対応を迫られる企業は限定的です。

（2）元本確保型商品の提供義務撤廃

分散投資を促すため、従来の「①少なくとも3つ以上の運用商品の提供義務、②1つ以上の元本確保型商品の提供義務」については、「リスク・リターン特性の異なる3つ以上の運用商品の提供義務」へ一本化され、定期預金などの元本確保型商品については、提供義務から労使の合意に基づく提供に変更となりました。

（3）運用商品除外規定の緩和

運用商品の除外を行う場合は、従来は除外する運用商品を選択して運用指図している者全員の同意が必要でしたが、3分の2以上の同意があれば除外できることになりました。なお、施行日前に納付した掛金の運用方法として提示された商品の除外については、従来どおり全員の同意が必要となります。

（4）指定運用方法の規定整備

「あらかじめ定められた指定運用方法」に係る規定が整備されました。指定運用方法とは、施行日以降新たにDC制度に加入した者が、最初の掛金納付日からDC規約に定める一定の期間を経過しても運用商品の選択を行っていない場合に、加入者自身が運用商品の選択を行ったものとみなして自動的に購入される運用商品のことです。なお、設定は運営管理機関や事業主の任意です。

※改正内容の詳細は厚労省のウェブサイトでご確認ください。

3. 加入者による運用商品選択への支援が目的

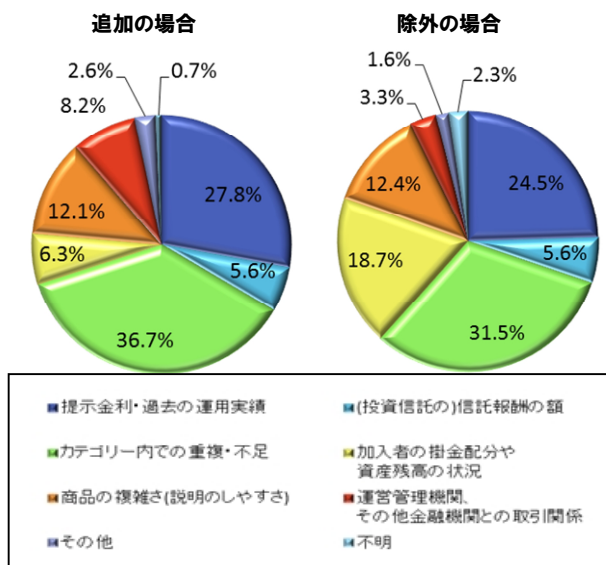
DC制度は、加入者が自己の責任において運用の指図を行い、その運用結果に基づいた給付を受け取る制度です。上記2.の改正内容は、加入者自身が適切に運用商品を選択できるよう支援することが目的です。社会保障審議会企業年金部会における「確定拠出年金の運用に関する専門委員会 報告書」（平成29年6月6日）によると、運用商品の選定の際に留意すべき事項として主に以下の旨を掲げています。

- （1）上限一杯まで設定する（追加する）のではなく、加入者が真に必要なものに限って運用商品が提供されるよう、定期的に見直していく。
- （2）事業主や運営管理機関等が運用商品を厳選するに当たって、①運用商品全体のラインナップが加入者の高齢期の所得確保の視点から見て、バランスのとれたものであること、②運用商品が加入者の効果的な運用に資するよう、個々の運用商品の質（手数料含む。）を十分に吟味し、その選定理由を説明する。

4. 法改正を受けた企業型DC実施事業主の動向は？

- (1) NPO401k教育協会が企業型DCの実施事業主を対象に実施(2018年1月上旬～2月上旬)した改正DC法に関するアンケート調査によると、今後、35本という法令の上限の範囲内で、運用商品の追加や入替えを検討するとした事業主の割合は12.1%でした。
- (2) 実際に追加・見直しするか否かは別として、仮に見直しを検討する場合の判断基準については、追加の場合と除外の場合ともに「カテゴリ内での重複・不足」(追加36.7%、除外31.5%)と「提示金利・過去の運用実績」(追加27.8%、除外24.5%)が上位の結果となりました。(右図参照)
- (3) 調査時点では、商品の見直しを検討するとした企業の割合は一定に留まりましたが、法改正の趣旨に基づき、今後見直しを検討する企業が増える可能性もあり、継続して動向を注視する必要があります。

Q. 商品ラインナップの見直しを検討する場合の判断基準は？



出典：NPO401k教育協会「第3回確定拠出年金の運用商品に関する調査 調査報告書(サマリー)」

5. 労働組合の対応は？

まずは、選定されている運用商品と加入者の運用状況を確認することから始めましょう。加入者の年齢やリスク許容度等により運用商品の選び方は異なるため、全員にふさわしい商品が一律に決められるというわけではありません。しかしながら、商品ラインナップに加入者等の利益に寄与しないと考えられる商品が含まれている場合や、ほかに魅力的な商品があるという場合は、今般の法改正の趣旨に基づき、事業主に対し運用商品見直しを提起することについて検討が必要です。不明な点があれば<ろうきん>へご相談ください。

(参考) 確定拠出年金運営管理機関の行為準則(DC法第99条第1項)の法令解釈として、金融商品の選定等に関し次のように忠実義務の内容が規定されています。「運用関連運営管理業務を行う確定拠出年金運営管理機関は、もっぱら加入者等の利益のみを考え、手数料等も考慮した加入者等の利益が最大となるよう、資産の運用の専門家として社会通念上要求される程度の注意を払いながら運用の方法に係る金融商品の選定、提示及びそれに係る情報提供を行うこと。」(法令解釈通知第9-2(1)(2))

<ろうきん>は確定拠出年金定期預金で、資産形成をサポートします！

<ろうきん>では、退職金・企業年金を守る取組みを支援するために「ろうきんDC定期預金(5年・1年)」を提供しています。

(1) 魅力ある金利設定

期間5年：年利0.100%、期間1年：年利0.030% (2018年7月3日現在)

(2) DC実施企業の4社に1社が利用

920規約7,864社でご利用いただいています。(2018年6月末時点)

(3) 大手販売会社別の元本確保型商品において残高1位(5年定期)

5年・1年の合計残高は6,851億円まで拡大しています。(2018年6月末時点)

(4) ペイオフの分散

商品提供機関は「労働金庫連合会」です。全国の<ろうきん>でお預かりする預金とは別に、ろうきんDC定期預金(5年・1年の合計額)の元本1,000万円とその利息が預金保険制度の保護の対象となります。

<ろうきん>は労働組合の企業年金・退職金を守る取組みを支援しています。制度研修会・加入者教育の講師派遣・個人型への移換手続きサポート等<ろうきん>にご相談ください。
【労働金庫連合会 営業推進部】 Tel: 03-3295-9341 Fax: 03-3295-8039
Mail: suishin@rokinbank.or.jp

注) 本資料は情報提供を目的としており、加入者等に対する特定商品の推奨・助言を目的としたものではありません。

信頼できると考えられる情報に基づき作成しておりますが、情報の正確性、完全性が保証されているものではありません。